

# 委任状（住民票用）

練馬区長 宛

①委任状作成日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

## 代理人（手続きを依頼された方）

②住所	
③氏名	④電話番号（昼間の連絡先）

委任者（住民票等を必要とする方）私は上記の者を代理人とし、下記の事項を委任します。

⑤住所	
⑥氏名	⑦電話番号（昼間の連絡先）

委任者の氏名は、インクの消えない筆記具で委任する方本人が自署または記名押印してください。

病気、その他の理由により委任状が自筆できない場合は、事前にご相談ください。

## 委任事項

⑧委任する内容（該当するものに必ずチェック✓をつけてください。） <input type="checkbox"/> 住民票の写しまたは住民票の除票の写し の申請および受領 <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書または住民票の除票記載事項証明書 の申請および受領	
⑨必要な住民票の住所	
⑩必要な住民票の氏名	⑪必要部数 部
⑫対象者（どちらかにチェック✓をつけてください。） <input type="checkbox"/> 世帯全員（一人世帯を含む） <input type="checkbox"/> 世帯の一部 ※必要な方全員の氏名を⑩にご記入下さい	
⑬記載項目（記載が必要な項目にチェック✓をつけてください。） <input type="checkbox"/> 世帯主名・続柄 <input type="checkbox"/> マイナンバー（個人番号） <input type="checkbox"/> 住民票コード ※マイナンバーや住民票コードが必要な場合は、下枠をご確認ください。 (日本国籍の方) <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 (外国籍の方) <input type="checkbox"/> 国籍または地域 <input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書の番号 <input type="checkbox"/> 中長期在留者・特別永住者等の区分、在留資格、在留期間、満了日 <input type="checkbox"/> その他（ (例) 死亡した〇〇〇が記載されたもの、住民票の履歴△△△が載ったもの	
⑭使用目的および提出先	

・マイナンバーや住民票コードを記載した証明書は、ご本人様の住民登録地に簡易書留で郵送します。  
返信用封筒に簡易書留分を含む切手を貼付の上、ご提出ください。  
切手の額は、定型重量 25g 以下の場合、404 円です。（令和 2 年 10 月 1 日現在）  
・死亡された方の住民票の除票の写し等には、マイナンバーや住民票コードを記載できません。

（裏面も必ずお読みください）

**<注意事項> ※必ずご確認ください**

- 住所と氏名は住民票の記載どおりにご記入ください。
- ①から⑭までの全項目について、記入漏れがないか、申請書（請求書）と不整合がないか、ご確認ください。記入漏れや不備がありますとお受けできない場合があります。  
※⑬以外のすべての項目に記入が必要です。⑬については、チェック✓がない項目の記載を省略いたします。
- 委任状は、原本をご提出ください。メール、コピー、FAX等は不可です。
- 委任状の提出時に確認をさせていただく代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート（日本国旅券）、在留カード、特別永住者証明書など）は、委任状に記載した氏名および住所の表記と一致するものをご用意ください。

**本人等から依頼を受けて代理人が手続きをする場合は、委任状が必要です。**

住民票等を必要とする本人等から依頼された事実がないのに「本人に頼まれた」と称して住民票の写し等を請求することを防ぐため、代理人が手続きを行う場合は、委任状の提出を求めています。

請求する書類	委任状が必要なケースの例
現在、練馬区に住民登録がある方の ・住民票の写し ・住民票記載事項証明書	「住民票等に記載されている本人または本人と同一世帯の方」から依頼されて、 <u>別世帯の方</u> が手続きを行う場合
転出等により消除された方の ・住民票の除票の写し ・住民票の除票記載事項証明書	「住民票の除票等に記載されている本人」から依頼されて、 <u>本人以外の方</u> が手続きを行う場合 ※同一世帯の方でも委任状が必要です。
死亡により消除された方の ・住民票の除票の写し ・住民票の除票記載事項証明書	相続人等から依頼されて、 <u>代理人</u> が手続きを行う場合 ※委任状のほかに、請求が相当と認められる理由（使途）と請求権限を確認できる書類等も必要です。 （例1）委任者が受取人となっている保険証書 （例2）年金の支給停止や未支給年金の請求の場合、委任者が法定相続人の相続順位が上位者であることを確認できる戸籍証明（本籍地が練馬区で、練馬区の戸籍のみで確認できる場合や練馬区の住民票で確認できる場合は不要）

住民票には、個人のプライバシーにかかる内容が記載されています。住民票の写し等を請求する場合は請求事由等を明らかにしなければならないとされており、個人のプライバシーの侵害など、不当な目的に利用されるおそれがあるときは、その請求には応じられません。

不当な目的とは、記載事項を知ることが社会通念上、相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その記載事項を探索しようとするなどを行います。